



中小企業・大学支援は減免制度の利用や補助金で

(減免制度・補助金の知識は弁理士の必須科目)

副会長 笹井 浩毅



特許関連料金体系の見直し、ということで、来年4月1日から、特許料が値下げされる代わりに、審査請求料が約2倍に値上げされます。トータルコストとしては下がることになってはいますが、知的財産に新たに注力し特許権の取得を増やそうとする中小企業にとっては、かなり厳しい状況になるといえます。

現行料金から改定料金への移行期には、審査請求料の引上げによる負担増が、特許料引下げによる負担減効果に先行して生ずるため、円滑な移行のため減免等の影響緩和策が導入されることとなっています。弁理士としては、減免制度や補助金に気を配り、当然受けられるべき減免等を見逃さないよう注意すべきです。

なお、中小企業対策とはいえないけれども、現行料金体系による出願であっても、新料金適用後に審査請求されるものには、現行審査請求料であるのに、引下げ後の低額な改定特許料が適用されることは注目すべきでしょう。

I 減免制度

1 特許法上の減免(特許法195条の2, 特許法109条)

ー1 資力に乏しい中小企業等に対する審査請求料の減免(1/2軽減)

<要件>特に②の要件に注意(→の後は必要書類)

① 職務発明であること→職務発明認定書

② 職務発明を予約承継した使用者等(個人可)であること→予約承継の契約・勤務規則その他の定め、予約承継に限られています。

③ 設立の日以後5年を経過していないこと(10年にすることを検討中)

④ 中小企業であって法人税が課されていないこと→定款・法人登記簿、確定申告書・納税証明書

⑤ 他の法人に支配されていないこと

ー2 資力に乏しい個人に対する審査請求料の減免(免除あるいは1/2軽減)

→生活保護を証明する書面、市町村民税非課税証明書、所得税非課税証明書

2 産業技術力強化法による軽減措置

ー1 国公立の大学等、および大学等の研究者(アカデミックディスカウント・審査請求料・1~3年金1/2減免)

<要件>

① 大学等の研究者がした職務発明であること→職務発明であることを証明する書面

② 証明する書面を添えて経済産業局の確認書を取得すること(申請中でも可)

ー2 研究開発型・中小企業の研究開発を支援する三法^(注)における認定事業等に関連した出願を行う中小企業(組合・個人可、審査請求料・1~3年金1/2減免)

<要件>

① 職務発明であること→職務発明認定書

② 職務発明を予約承継した使用者等(個人可)であること→予約承継の契約・勤務規則その他の定め、予約承継に限られています。

③ 研究開発費が前事業年度の総収入額(諸控除後)の3%以上であること

④ 業種別の資本金・従業員数の条件を満たすこと

⑤ 証明する書面を添えて経済産業局の確認書を取得すること(申請中でも可)

3 TLOに対する軽減措置(TLO法、産業活力再生特別措置法)

ー1 認定TLO(TLO法、国立大学系)

全ての料金を免除

ー2 承認TLO(産業活力再生特別措置法、国立以外)

審査請求料・1~3年金1/2減免

4 その他

ー1 国立大学は、2004年4月から独立行政法人となり、大学自身に対しては全ての料金が免除されます(特許法195条, 107条)。

－ 2 日本弁理士会知的財産支援センターでは出願等援助部による支援が行われています。

II 補助金

補助金は、国・各省庁、地方自治体、それらの機関で計画・実行されており、全てをここに記すことは不可能です。ここでは、日本弁理士会知的財産支援センターが調査した補助金制度、およびそれ以外の経済産業省の補助金制度について触れます。

1 日本弁理士会知的財産支援センターが調査した補助金制度

「中小企業の技術開発にかかる公的補助・助成事業に関する調査」が当会ホームページ内の支援センターの頁に公開されています。以下に要約しますので、機会があれば目を通していただきたいと存じます。

－ 1 各省庁

- ① 経済産業省：中小企業庁の各地の経済産業局、中小企業総合事業団で補助金の運用がなされています。残念ながら、工業所有権導入費用への直接の補助は含まれておらず、いわば間接的補助にとどまっています。
- ② 農林水産省：総合食料局食品産業企画課、社団法人農林水産先端技術産業振興センターで補助金の運用がなされています。社団法人農林水産先端技術産業振興センターのみ、特に必要と認めた場合の工業所有権導入費用への補助があります。
- ③ 文部科学省：科学技術振興事業団による特許化支援事業、日本科学技術振興財団による独創的革新技術開発研究に対する助成が行われています。
- ④ 総務省：開発推進部、通信・放送機構研究企画管理部でベンチャー助成、産学連携、ITへの助成金が運用されています。

－ 2 都道府県：北海道から九州・沖縄まで、全ての都道府県の本体・外郭団体に助成金の運用がなされています。

－ 3 政令指定都市：仙台、横浜、川崎、名古屋、北九州で助成金制度があります。

－ 4 東京都区部：東京都区部にも独自の助成金制度があります。

－ 5 工業集積都市：米沢、太田、三条、岡谷、伊那の各市に助成金制度があります。

－ 6 財団：日本発明振興協会など20程の財団で学術・法人・個人を対象として助成金が運用されています。

2 上記以外の経済産業省の補助金制度

新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO、独立行政法人化を予定）による大型（平成14年度総額3,434億円）の補助金制度があります。このうち、ベンチャー・中小企業向けのものについてまとめます。

- － 1 産業技術実用化開発補助事業（平成15年度予算62億円）：スピニングベンチャー・大学発ベンチャー枠であり、実用化開発を助成するものです。特許関連費は助成金の10%以内。
- － 2 大学発事業創出実用化研究開発事業（平成15年度予算24億円）：「大学発ベンチャー1000社」計画の一環として、大学等と連携して技術移転を行うTL0等の組織に対して助成を行うものです。特許関連経費も認められます。
- － 3 産業技術研究助成事業（平成15年度予算53億円）：大学・独立行政法人等の若手研究者を対象とし、テーマを公募し、独創的かつ革新的テーマを助成するものです。
- － 4 戦略的産業技術実用化開発助成事業：科学技術基本法において示された重点化指針に対応した技術課題等々に係る実用化開発を行う民間企業等に対して助成しその実用化を支援するものです。

以上、減免制度と補助金についてまとめてみました。多岐にわたる制度から、すぐに取り掛かれそうなもの、遭遇する可能性の高いものの順となるよう並べたつもりです。

産業技術力強化法による軽減措置は特許法に拠らないものですが、利用が少ないということです。また、今年度になって、東京都が知的財産総合センターを設立し、知的財産対策強化を図っており、最新の施策としては外国出願補助制度を発足させました。特許関連経費を認めない補助金は減少する傾向ですが、認めないものに対しては機会ある毎に特許関連費の補助を認めてもらえるよう働きかけてゆく所存です。

弁理士がわが国の産業振興の一翼を担うものであることはいまでもありません。これまでの特許等の出願を主とした業務から脱皮し、知的財産の総合サービスができる能力をつけることが必要であり、社会もそれを求めていると思われます。

弁理士の業務範囲の拡大のためには、われわれ弁理士が努力していることを社会に示す必要があります。そのためになすべきことは多いと思わざるを得ません。

(注)・中小企業創造活動促進法の認定事業

- ・新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業
- ・中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業